

**鳥取県告示第175号**

相模原市を全国自治宝くじ事務協議会に加えるとともに、全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を変更したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6においてその例によることとされる同法第252条の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成22年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 全国自治宝くじ事務協議会を設ける普通地方公共団体の数の増加に関する事項

(1) 加入地方公共団体の名称

相模原市

(2) 加入年月日

平成22年4月1日

2 全国自治宝くじ事務協議会規約の変更に関する事項

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を変更する規約

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更する。

第3条第2号中「岡山市」の下に「、相模原市」を加える。

附 則

この規約は、平成22年4月1日から施行する。